

令和 年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

立 地 基 準 誓 約 書

本申請に係る一般廃棄物の積替え保管行為に供する施設は、松山市一般廃棄物適正処理指導要綱（平成 17 年要綱第 72 号）第 7 条の規定に基づく「積替え保管施設及び処理施設の立地に関する基準（以下「基準」という。）」にて定めた別紙 2 の事項を全て満たしていることを誓約いたします。

1. 積替え保管施設設置場所が次に掲げる地域ではないこと。ただし、各法令に基づく手続を経て、設置可能なものについては、この限りでない。

(ア) 自然公園特別地域

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に基づき環境大臣が指定した地域又は愛媛県県立自然公園条例（昭和 33 年愛媛県条例第 50 号）第 21 条第 1 項に基づき愛媛県知事（以下「知事」という。）が指定した地域をいう。

(イ) 自然環境保全地域特別地区

自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 25 条第 1 項に基づき環境大臣が指定した地域又は愛媛県自然環境保全条例（昭和 48 年愛媛県条例第 32 号）第 21 条第 1 項に基づき知事が指定した地域をいう。

(ウ) 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に基づき環境大臣又は知事が指定した地域をいう。

(エ) 特別緑地保全地区

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項に基づき知事が定めた地区をいう。

(オ) 風致地区

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に基づき知事が定めた地区をいう。

(カ) 保安林及び保安林予定森林

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項の規定により指定された保安林及び第 29 条又は第 30 条の 2 第 1 項の規定により指定された保安林予定森林をいう。

(キ) 保安施設地区及び保安施設地区予定地区

森林法第 41 条第 1 項に基づき農林水産大臣が指定した地区及び指定予定地区をいう。

(ク) 河川区域

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する区域をいう。

(ケ) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に基づき知事が指定した区域をいう。

(コ) 砂防指定地

砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に基づき国土交通大臣が指定した土地をいう。

(サ) 地すべり防止区域

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に基づき主務大臣が指定した区域をいう。

(シ) 海岸保全区域

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に基づき知事が指定した区域をいう。

(ス) 松山市市街化調整区域の整備・保全の方針中「開発行為を認めない区域の方針」に定めた区域（開発行為を認めない区域は以下の①～⑩である。）

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
- ② 農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区
- ③ 集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 3 条に規定する集落地域
- ④ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）の規定により流通業務団地の都市計画の定められている土地の区域
- ⑤ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地転用が許可されないと見込まれる農地
- ⑥ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設地区予定地
- ⑦ 保安林整備臨時措置法（昭和 29 年法律第 84 号）に規定する保安林整備計画に基づく保安林指定計画地
- ⑧ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）の指定地域
- ⑨ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の特別地域
- ⑩ その他市長が保全・抑制する必要があると認める区域

2. 次の事項に十分留意すること。

- (ア) 河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (イ) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (ウ) 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれのないこと。
- (エ) 隣接する道路、河川、水路等の公共施設に影響を与えるおそれのないこと。
- (オ) 上水道及び簡易水道等の水源への影響のおそれがないこと。

3. 積替え保管施設設置場所に係る次の承諾が得られていること。

- (ア) 積替え保管に係る土地の使用権限が得られ、かつ取り扱う産業廃棄物の種類、積替え保管方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られていること。
- (イ) 積替え保管に係る土地までの搬入道路（国道、県道及び市町村道を除き該当する道路がある場合。）の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られていること。